《補足説明書》

徳島県教育委員会施設整備課

委 託 業 務 名 R 3 県立学校施設建築設備等定期点検業務

別途発注委託業務無し

・本業務は、重点調査制度の(対象業務・対象外業務)である。

1 現地調査

希望者は、現地調査をすることができるが、現地に管理者のいる施設については、 管理者の了解を得て調査を行うこと。

2 質 疑

閲覧図書に関する質疑がある場合は、入札開始日の3日前(休日・入札開始日を除く)の正午までに、書面により施設整備課に提出すること。

質疑の様式は任意とする。書面の提出は持参,郵送(上記期日・時間に係員の手元に必着),ファクシミリ又は電子メール(ファクシミリ,電子メールの場合は,送信後に電話により受信について確認すること。)によるものとする。

提出先 施設整備課 住 所 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電 話 088-621-3119

ファクシミリ 088-621-2879

電子メール shisetsuseibika@pref.tokushima.jp

(※)質疑の提出期限について

入札開始日が月曜日の場合は,前日及び前々日が休日であることから,水曜日の正午までとなる。

なお,入札予定額等に影響する重大な質疑については,当課から指名業者全 員に回答する。

3 注意事項

・契約の相手方が免税事業者の場合には、免税事業者届出書を直ちに提出すること。